

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章－第2章（略）</p> <p>第3章 廃棄物の適正処理</p> <p> 第1節－第2節（略）</p> <p> 第3節 一般廃棄物処理施設（第26条－<u>第28条</u>）</p> <p> 第4節－第5節（略）</p> <p>第4章－第5章（略）</p> <p>附則</p> <p><u>（一般廃棄物の処理に係る申出）</u></p> <p>第8条 本市が行う一般廃棄物の<u>収集若しくは運搬又は大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が行う一般廃棄物の処分業務の提供を受けようとする者は、あらかじめその旨を市長に申し出なければならない。</u></p> <p><u>（搬入基準）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章－第2章（略）</p> <p>第3章 廃棄物の適正処理</p> <p> 第1節－第2節（略）</p> <p> 第3節 一般廃棄物処理施設（第26条－<u>第28条の3</u>）</p> <p> 第4節－第5節（略）</p> <p>第4章－第5章（略）</p> <p>附則</p> <p><u>（本市の一般廃棄物の処理に係る申出）</u></p> <p>第8条 本市が行う一般廃棄物<u>処理業務の提供を受けようとする者は、あらかじめその旨を市長に申し出なければならない。</u></p> <p><u>（一般廃棄物の受入基準）</u></p>

第10条 条例第20条第1項の市規則で定める搬入基準は、次のとおりとする。

(1)－(3) (略)

(一般廃棄物収集運搬業の許可の条件)

第16条 (略)

(1)－(4) (略)

(5) 市域外において収集した一般廃棄物を大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の処理施設に搬入しないこと

(6) (略)

(違反業者に対する措置)

第24条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法若しくは条例若しくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき若しくは他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき又は法第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したときは、期間を定めて、必要な措置を講ずることができる。

第10条 条例第20条第1項の市規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1)－(3) (略)

(一般廃棄物収集運搬業の許可の条件)

第16条 (略)

(1)－(4) (略)

(5) 市域外において収集した一般廃棄物を本市の処理施設に搬入しないこと

(6) (略)

(違反業者に対する措置)

第24条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法若しくは条例若しくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき若しくは他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき又は法第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したときは、期間を定めて、本市の処理施設への搬入拒否その他必要な措置を講ずることができる。

第28条 削除

(削除)

(設置等に係る縦覧の告示)

第 28 条 条例第 23 条の 3 第 1 項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設（条例第 23 条の 2 の 14 に規定する対象施設をいう。以下同じ。）の名称及び設置の場所
- (2) 対象施設の種類及び当該対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (3) 対象施設の処理能力（当該対象施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量）
- (4) 条例第 23 条の 2 の 14 に規定する生活環境影響調査の項目
- (5) 条例第 23 条の 2 の 14 に規定する調査書（以下「調査書」という。）を縦覧に供する場所、期間及び時間
- (6) 条例第 23 条の 4 に規定する意見書の提出先及び提出期限
- (7) その他市長が必要と認める事項

(縦覧者の遵守事項)

第 28 条の 2 調査書の縦覧をしようとする者（以下「縦覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査書を許可なく縦覧の場所から持ち出さないこと
- (2) 調査書を汚損し、又は損傷しないこと

(削除)

(3) 他の縦覧者に迷惑となる行為をしないこと

(4) 管理上必要な指示に従うこと

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 28 条の 3 条例第 23 条の 4 の規定により意見書を提出しようとする者は、次に掲げる事項を当該意見書に記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 対象施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見